

私道整備助成制度をお考えのみなさまへ【運用における注意点】

（私道整備を計画するとき）

- ・私道整備の計画にあたっては、申請者と施工業者とが一緒に現地立会を行ってください。
- ・施工業者は、申請者の要望内容を確実な把握に努め、要望内容を反映する計画を立ててください。
- ・各工種や設計図書については、市の基準構造や作成要領に準拠していただきます。あらかじめ市担当者と打合せてから、計画してください。（設計図書は、原則としてA4またはA3版とします。）
- ・施工業者は、設計時に私道内の水道管、下水道管、ガス管、その他地下埋設物の補修、改修について各企業者と調整してください。
- ・私道工事のための仮設費（覆工、仮橋、仮歩道）、安全費、水道及び下水道蓋の高さ調整、各戸の摺付部分（各戸の階段、車庫等）については、助成の対象外です。

私道整備助成の数量及び見積りは、道路整備課単価契約方式の単価を使用しています。

- ・設計の計上数値（設計内訳書、数量計算総括書）は小数点以下1位とし、2位は切捨て。

（見積書を作成するとき）

- ・見積書における見積り金額は、消費税込みの金額としてください。
- ・測量設計と工事費とがある場合は、測量設計見積書と工事費見積書とをそれぞれ1通で作成してください。

（請負工事金額を決定するとき）

- ・請負工事金額の決定するときには、「施工業者見積額」と「市の基準から算出した額」に差異が生じ、紛争に発展する場合があります。申請者と十分に打合せ、理解を深めてください。
- ・申請者は、請負工事契約書によって施工業者と工事契約を結んでください。契約締結した後、市へ契約書の写しを提出してください。

（工事に着手するとき）

- ・施工業者は、工事に着手にあたり、建設リサイクル法の届出、急傾斜地指定地域における工事の届出、残土の指定処分（残土券購入）の申請等を必要に応じて手続きしてください。
- ・工事着手届の提出は、不要です。